

議案第82号	三田市土地開発公社の解散について
管財課	三田市土地開発公社を解散するに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【趣旨】 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定に基づき、三田市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【関係法令】 公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項（解散）</p> <p>【内容】 新行政改革プラン(H20-H23)に基づき、三田市土地開発公社の健全化に取り組むなかで、公社による公共用地の先行取得の優位性がなくなったことなどから、平成24年度を目途に三田市土地開発公社を解散することとして、公社所有の公共用地をこれまでに全て買い戻した。 兵庫県知事への解散認可を受けるためには、解散に対する議会の議決を得る必要があることから、9月定例会市議会において解散の議決を得るものである。</p> <p>【効力発生日】 兵庫県知事による公社解散の認可の日（公拡法第22条 解散） ただし、公社解散後、清算手続きを開始する。清算終了予定はH25.3末。（公拡法第22条の2 清算中の土地開発公社の能力）</p> <p>【その他】 三田市例規の内、三田市土地開発公社が記載されている例規の改正等が必要となる。（清算終了をもって改正を行う予定）</p>	